(3)　［書面に記載された書類の署名］

(a)　締約国は、書面に記載された書類に出願人、名義人その他の関係する者が署名するよう要求することができる。締約国は、書面に記載された書類に署名するよう要求する場合には、規則で定める要件を満たすいかなる署名も認める。

(b)　いかなる締約国も、署名についての真正の証明その他の証明を要求することができない。ただし、署名が登録の放棄に関するものである場合において、自国の法令が署名についての証明を要求する旨を定めるときは、この限りでない。

(c)　(b)の規定にかかわらず、締約国は、自国の官庁が書面に記載された書類の署名の真正について合理的な疑義を有する場合には、証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

(4)　［電磁的形態又は電子的な送付手段によって提出される書類］

締約国は、電磁的形態又は電子的な送付手段による書類の提出を認める場合には、当該書類が規則で定める要件を満たすよう要求することができる。

(5)　［書類の提出］

締約国は、関連するモデル国際様式が規則で定められている場合には、当該モデル国際様式に相当する内容の書類の提出を認める。

(6)　［その他の要件の禁止］

いかなる締約国も、(1)から(5)までの規定に関し、この条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

(7)　［代理人との通信手段］

この条のいかなる規定も、出願人、名義人その他の関係する者とその代理人との間の通信手段について定めるものではない。

第九条　商品又はサービスの分類

(1)　［商品又はサービスの表示］

登録及び官庁が行う公告（出願又は登録に関係し、かつ、商品又はサービスを表示するもの）については、ニース分類の類に従って類別された商品又はサービスの名称を表示する。類別された商品又はサービスの各群の前には当該群が属する同分類の類の番号を付するものとし、同分類の類の番号の順序で各群を表示する。

(2)　［同一の又は異なる類に属する商品又はサービス］

(a)　商品又はサービスは、登録又は官庁が行う公告においてニース分類の同一の類に表示されているという理由によっては、互いに類似するものと認めることができない。

(b)　商品又はサービスは、登録又は官庁が行う公告においてニース分類の異なる類に表示されているという理由によっては、互いに類似するものでないと認めることができない。

第十条　氏名若しくは名称又は住所の変更

(1)　［名義人の氏名若しくは名称又は住所の変更］

(a)　名義人である者には変更はないが名義人の氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合には、締約国は、自国の官庁に対する標章登録簿における変更の記録の申請が、関係する登録番号及び記録すべき変更を記載した書類により名義人によって行われることを認める。

(b)　締約国は、申請書に次の事項を記載するよう要求することができる。

(i)　名義人の氏名又は名称及び住所

(ii)　名義人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所

(iii)　名義人が送達のための宛先を有する場合には、当該宛先

(c)　締約国は、申請に関し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。

(d)　変更の記録は、当該変更が二以上の登録に係るものであっても、一の申請書で求めることができる。ただし、全ての関係する登録の登録番号が当該申請書に記載されている場合に限る。

(2)　［出願人の氏名若しくは名称又は住所の変更］

変更が出願又は出願及び登録の双方に係る場合には、(1)の規定を準用する。この場合において、関係する出願の出願番号が付されていないとき、又は出願人若しくはその代理人が当該関係する出願の出願番号を知らないときは、申請は、規則で定める他の方法で当該関係する出願を特定して行うものとする。

(3)　［代理人の氏名若しくは名称若しくは住所又は送達のための宛先の変更］

(1)の規定は、代理人がある場合にはその氏名若しくは名称又は住所の変更について、送達のための宛先がある場合には当該宛先の変更について準用する。

(4)　［その他の要件の禁止］

いかなる締約国も、この条に規定する申請に関し、(1)から(3)まで及び第八条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、変更に関する証明書の提出については、要求することができない。

(5)　［証拠］

締約国は、自国の官庁が申請書に記載された事項の真実性について合理的な疑義を有する場合には、証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

第十一条　権利の移転

(1)　［登録に係る権利の移転］

(a)　名義人である者に変更があった場合には、締約国は、自国の官庁に対する標章登録簿における移転の記録の申請が、関係する登録の登録番号及び記録すべき移転を記載した書類により名義人又は権利を取得した者（以下「新権利者」という。）によって行われることを認める。

(b)　権利の移転が契約によるものである場合には、締約国は、申請書に、当該移転が契約によるものであることを記載し、及び申請人の選択により次のいずれかのものを添付するよう要求することができる。

(i)　契約書の写し。当該写しについては、公証人その他の権限のある公の当局が当該契約書の原本と同一の内容であることを認証するよう要求することができる。

(ii)　契約書における当該権利の移転を表示する部分の抄本。当該抄本については、公証人その他の権限のある公の当局が当該契約書の真正な抄本であることを認証するよう要求することができる。

(iii)　規則で定める様式及び内容で作成され、かつ、名義人及び新権利者の双方が署名した譲渡証明書であって、認証されていないもの

(iv)　規則で定める様式及び内容で作成され、かつ、名義人及び新権利者の双方が署名した譲渡文書であって、認証されていないもの

(c)　権利の移転が合併によるものである場合には、締約国は、申請書に、当該移転が合併によるものであることを記載し、及び権限のある当局が発行する合併を証明する文書の写し（例えば、商業登記簿の抄本の写し）を添付するよう要求することができる。当該写しについては、当該文書を発行した当局又は公証人その他の権限のある公の当局が当該文書の原本と同一の内容であることを認証するよう要求することができる。

(d)　移転が一部の共同名義人に係るものであるが全部の共同名義人に係るものではなく、かつ、当該移転が契約又は合併によるものである場合には、締約国は、権利の移転に関係しない共同名義人が自己の署名した文書において当該権利の移転に明示の同意を与えるよう要求することができる。

(e)　権利の移転が契約又は合併によるものでなく、法令の実施、裁判所の決定その他の理由によるものである場合には、締約国は、申請書に、当該移転が契約又は合併によるものでないことを記載し、及び当該移転を証明する文書の写しを添付するよう要求することができる。当該写しについては、当該文書を発行した当局又は公証人その他の権限のある公の当局が当該文書の原本と同一の内容であることを認証するよう要求することができる。